◇**予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇二号）（厚生労働省）

一　予防接種法施行令の一部改正関係

1　一類疾病に係る定期の予防接種に係る障害児養育年金又は障害年金に係る介護加算額を、一級障害児を養育する者又は一級障害者については八三万九、五〇〇円から八三万七、七〇〇円に、二級障害児を養育する者又は二級障害者については五五万九、七〇〇円から五五万八、五〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一二条及び第一三条関係）

2　葬祭料の額を一九万九、〇〇〇円から二〇万一、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一八条関係）

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正関係

1　介護に要する費用を支出した場合に支給される介護手当の支給限度額を、重度の障害者については月額一〇万四、九六〇円から一〇万四、七三〇円に、その他の障害者については六万九、九六〇円から六万九、八一〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一八条関係）

2　葬祭料の額を一九万九、〇〇〇円から二〇万一、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一九条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇三号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官を増員し、定数を二六四人とすることとした。（第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇四号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当等、関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当等の額の自動改定を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　修学資金の貸付金額の限度を、専修学校の一般課程に係るものにあっては月額四万六、五〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号ハ及び第三六条第三号ハ関係）

2　技能習得資金の貸付金額の限度を、月額六万八、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第四号及び第三六条第四号関係）

3　修業資金の貸付金額の限度を、月額六万八、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第五号及び第三六条第五号関係）

4　就学支度資金の貸付金額の限度を、公立学校へ入学する児童等に係るものにあっては一六万円に引き上げることとした。（第七条第一一号イ及び第三六条第一一号イ関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇六号）（厚生労働省）

一　障害者自立支援法施行令の一部改正関係

1　市町村民税非課税の障害者及び障害児の保護者につき、指定障害福祉サービス等及び補装具費に係る負担上限月額を零とし、市町村民税課税の障害者及び障害児の保護者につき、現在附則において経過措置として定めている指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額を、本則に規定することとした。（第一七条及び第四三条の三関係）

2　市町村民税非課税の障害者及び障害児の保護者につき、高額障害福祉サービス費算定基準額を零とすることとした。（第二一条関係）

二　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　市町村民税非課税の障害児の保護者につき、障害児施設給付費の負担上限月額を零とし、市町村民税課税の障害児の保護者につき、現在附則において経過措置として定めている障害児施設給付費の負担上限月額を、本則に規定することとした。（第二七条の二関係）

2　市町村民税非課税の障害児の保護者につき、高額障害児施設給付費算定基準額を零とすることとした。（第二七条の五関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**未帰還者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇七号）（厚生労働省）

1　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による葬祭料の額を、一九万九、〇〇〇円から二〇万一、〇〇〇円に引き上げることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民年金法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇八号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二二年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

厚生年金保険法附則第一八条第一項に規定する拠出金の額を算定する際に用いる率等を改めることとした。（第八条の五、第八条の一一及び第八条の一一の二関係）

三　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二二年度における国民年金法による特別一時金の額を改定することとした。（第一三六条関係）

四　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二二年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条及び第一一条関係）

五　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成二二年度における国民年金法第二七条に規定する改定率、同法第八七条第三項に規定する保険料改定率、厚生年金保険法第四三条第一項に規定する再評価率、同法第四六条第一項の支給停止調整額及び同法附則第一一条第一項各号の支給停止調整変更額並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第二一条第一項及び第二項の従前額改定率等を改定することとした。（第一条～第六条関係）

六　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（総務省）

1　平成二二年度における恩給改定率を〇・九七六とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一〇号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二二年度における改定率は、〇・九七六とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（防衛省）

1　駐留軍再編促進金融勘定における剰余金のうち準備金として積み立てる額等を定めることとした。（第一三条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。